

議 事 録

農 業 委 員 会 総 会

(平成 29 年 5 月 2 日)

吉野ヶ里町農業委員会

1. 日時 平成 29 年 5 月 2 日 (火) 午前 10 時 00 分

2. 場所 吉野ヶ里町役場東脊振庁舎 大会議室

3. 出席者の状況

議席 番号	氏 名	出欠等 の有無	議席 番号	氏 名	出欠等 の有無
会長	池 田 純	出	松隈	築 地 孝 彦	出
副会長	米 倉 薫	欠	石動	大 坪 敏 博	出
2	江 口 啓 子	出	三津	中 村 康 行	出
3	高 尾 洋 子	出	大曲	柿 本 利 憲	出
5	大 澤 泰 久	出	吉田	北 島 知 典	欠
6	橋 本 修 二	出	田手	山 崎 茂 人	出
7	古 川 義 國	出	豆田	大 隈 茂 次	出
8	木 下 大 学	出	箱川	岩 橋 孝 行	出
9	材 木 清 豊	出			
10	中 島 弘 美	出			
11	原 武 学	出			

4. 本会議の書記は次のとおりである。

事務局	[局 長] 徳安 信之	副課長 梅野 和子 係員 田中 貴章
-----	-------------	-----------------------

5. 議事録署名委員の指名 6 番 橋本 修二 委員 7 番 古川 義國 委員

6. 議 事

第 1 号議案	農地法第 3 条の規定に基づく許可申請案件	3 件
第 2 号議案	事業計画変更承認申請案件	1 件
第 3 号議案	農地法第 5 条の規定に基づく許可申請案件	2 件
第 4 号議案	農業経営基盤強化促進法の規定に基づく平成 29 年度 第 2 号農用地利用集積計画(案)の決定案件	39 件
第 5 号議案	農業委員会の適正な事務実施に基づく平成 28 年度 点検・評価(案)及び平成 29 年度活動計画(案)について	
第 1 号報告	農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書	1 件

○ **事務局長** 皆さんおはようございます。只今より平成29年5月の吉野ヶ里町農業委員会総会を開催致します。それでは、会長の挨拶をお願いします。

○ **会長** 皆さんおはようございます。農業委員会が農業委員と最適化推進委員とに分かれて1年が経過しましたが、同じ農業委員会の一員として今後もできる限り総会にも出席していただきたいと思っております。よろしくお願いします。

○ **事務局長** それでは本日の出席委員ですが、11名中10名ですので定足数に達しております。総会は成立致します。推進委員は7名出席です。それでは、吉野ヶ里町農業委員会会議規則の第6条に基づき、議長は会長が努めることとなっておりますので、以降の議事進行は池田会長にお願い致します。

(会長、これより議長に変わる。)

○ **議長** それでは、総会の次第によりまして、議事録署名委員の指名を行います。

6番 橋本 修二 委員、7番 古川 義國 委員、議事録署名をお願い致します。

○ **議長** 3番の議事に入ります。

第1号議案 農地法第3条の規定に基づく許可申請案件 3件

第2号議案 事業計画変更承認申請案件 1件

第3号議案 農地法第5条の規定に基づく許可申請案件 2件

第4号議案 農業経営基盤強化促進法の規定に基づく平成29年度
第2号農用地利用集積計画(案)の決定案件 39件

第5号議案 農業委員会の適正な事務実施に基づく平成28年度
点検・評価(案)及び平成29年度活動計画(案)について

第1号報告 農地法第18条第6項の規定による通知書 1件

以上を議題と致します。それでは早速、第1号議案に入ります。農地法第3条の規定に基づく許可申請案件 整理番号3-1の説明を求めます。

○ **事務局長** 1ページをごらんください。

第1号議案 農地法第3条の規定に基づく許可申請案件について説明します。整理番号3-1を朗読。

所有権設定に関する農地法第3条第2項各号の判断につきましては、1-1ページの調査書のとおりで、2項は該当しない。第2項7号の地域調和を朗読。よって条件を満た

しています。

申請地につきましては、2 ページに位置図、3 ページに字図の写しを添付しております。

地区は〇〇地区です。説明は以上です。

- **議長** はい、事務局の説明が終わりました。申請人は私の担当地区の方です。農業に精力的に取り組まれており、面積の拡大にも取り組まれております。よろしくお願ひします。何か質問はありませんか。

- **議長** ご質疑等もないようでございますので、この案件に賛成の方、挙手をお願い致します。はい、全員挙手です。申請どおり県の方に進達致したいと思います。

- **議長** 続きまして、整理番号 3-2 について説明を求めます。

- **事務局長** 4 ページをお願いします。整理番号 3-2 を朗読。

所有権設定に関する農地法第 3 条第 2 項各号の判断につきましては、4-1 ページの調査書のとおりで、2 項は該当しない。第 2 項 7 号の地域調和を朗読。よって条件を満たしています。

申請地につきましては、5 ページに位置図、6 ページに字図の写しを添付しております。

地区は〇〇地区です。説明は以上です。

- **議長** はい、事務局の説明が終わりました。この案件も 3-1 の案件同様、4 月に買受適格証明願ひが出された案件となっております。担当委員何かございますか。

- **〇〇番（〇〇委員）** 特にありません。

- **議長** ご質疑ありませんか？

- **議長** ご質疑等もないようでございますので、この案件に賛成の方、挙手をお願い致します。はい、全員挙手です。申請どおり県の方に進達致したいと思います。

- **議長** 続きまして、整理番号 3-3 について説明を求めます。

- **事務局長** 7 ページをお願いします。整理番号 3-3 を朗読。

所有権設定に関する農地法第 3 条第 2 項各号の判断につきましては、7-1 ページの調査書のとおりで、2 項は該当しない。第 2 項 7 号の地域調和を朗読。よって条件を満た

しています。

申請地につきましては、8 ページに位置図、9 ページに字図の写しを添付しております。

地区は〇〇地区です。説明は以上です。

- **議長** はい、事務局の説明が終わりました。担当委員何かございますか。
- **〇〇番（〇〇委員）** 規模拡大のための取得ということで問題ないと思います。
- **議長** ご質疑ありませんか？
- **議長** ご質疑等もないようでございますので、この案件に賛成の方、挙手をお願い致します。はい、全員挙手です。申請どおり県の方に進達致したいと思います。

- **議長** それでは、第2号議案 農地転用許可後の事業計画変更承認申請 変更1の説明をお願いします。

- **事務局長** 10 ページをごらんください。

第2号議案 農地転用許可後の事業計画変更承認申請案件について説明します。

この案件につきましては、昭和51年に自宅の増築という形で申請が上がっておりましたが、工事を実施されておりません。今回、議案第3号の5条申請を行いたいという相談があり、佐賀県の指導を仰ぎ、事業計画の変更後に5条申請という手続きになりました。

整理番号 変更1を朗読。

申請地につきましては、13・14 ページに位置図、15 ページに字図の写しを添付しております。説明は以上です。

- **議長** 昭和51年当時の許可者が、今回申請の転用事業者の父となっており、相続者の名前が出てこないため、手続き上、事業計画の変更承認を得た上で5条申請という形になります。

この案件についてご意義ありませんか。

ご質疑等もないようでございますので、この案件に賛成の方、挙手をお願い致します。

はい、全員挙手です。申請どおり承認したいと思います。

- **議長** それでは、第3号議案 農地法第5条の規定に基づく許可申請の案件5-1の説明をお願いします。

- **事務局長** 12 ページをごらんください。

第3号議案 農地法第5条の規定に基づく許可申請案件5-1を朗読。

申請地は、農振農用地区域外であり、ほ場整備区域外で、国営筑後川土地改良事業区域外となっています。

農地の区分は、第3種農地になることが見込まれる区域として、宅地化の状況が住宅の用に供する施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模が概ね10ha未満の農地であり、第2種農地と判断されます。転用目的である住宅の候補地選定の結果、他の土地に立地することが困難あり、農地の区分と転用目的は問題ないと考えられます。

申請地の位置等につきましては、13・14ページに位置図、15ページに字図の写し、16ページに土地利用計画図、17ページに敷地断面図、18ページに家屋の平面図、19ページに立面図を添付しております。説明は以上です。

- 議長 はい、事務局の説明が終わりました。この件についてご質疑等がありましたらお願いします。
- 議長 ご質疑等もないようでございますので、この案件に賛成の方、挙手をお願い致します。はい、全員挙手です。申請どおり県の方に進達致したいと思います。
- 議長 続きまして、5-2について説明をお願いします。
- 事務局長 20ページをごらんください。

第3号議案 農地法第5条の規定に基づく許可申請案件5-2を朗読。

申請地は、農振農用地区域外であり、ほ場整備区域外で、国営筑後川土地改良事業区域内となっています。

農地の区分は、役場から概ね300m以内に存する農地であり、第3種農地と判断されます。転用目的である条件付き分譲住宅として適地と判断され申請されるものであり、農地の区分と転用目的は問題ないと考えられます。

申請地の位置等につきましては、21・22ページに位置図、23ページに字図の写し、24

ページに土地利用計画図、25 ページに敷地断面図を添付しております。説明は以上です。

- **議長** はい、事務局の説明が終わりました。地元委員、〇〇委員お願いします。
- **〇〇番（〇〇委員）** 生産組合長にも確認しましたが問題ないということでした。
- **議長** 現況から言っても問題ないと思われます。耕作もできない農地が残ることの方が問題があると思われます。何かご意見等ありませんか？
- **〇〇最適化推進委員** 駐車場の整備と言うことですが、排水先はどうなっているのでしょうか？
- **事務局** 側溝等はなく、町道側に傾斜がとられており、町道を越えて北側の公有水面に排水される計画です。
- **〇〇番（〇〇委員）** 公有水面は農業用水路も兼ねておりますが、農業者から苦情が出ることはないですか？
- **事務局** 先程の〇〇委員からの発言にもありましたように、地元生産組合長の同意も得ており問題ないと考えております。
- **議長** 大規模な開発でもなく、敷地からの排水は最小限と考えられます。また、町道の道路側溝もなく、ここだけ側溝を設置するような指導は難しい。
- **〇〇最適化推進委員** 敷地内は舗装されるのでしょうか？
- **事務局** 舗装される計画ではないため、雨が降っても一気に敷地内の水が道路に流れることはないと思われます。事業者を確認したところ、現況を踏み固める予定で、舗装や砂利散布は計画していないということで、必要があれば今後検討したいという回答でした。
- **〇〇番（〇〇委員）** 隣接する開発造成予定地の通り抜け道路となることはないでしょうか？
- **事務局** 敷地境界線には、コンクリートブロックを積まれる計画であり、通り抜け道路にはならないと思います。
- **議長** ご質疑等もないようでございますので、この案件に賛成の方、挙手をお願い致します。はい、全員挙手です。申請どおり県の方に進達致したいと思います。

○ **議長** 続きまして、第 4 号議案 農用地利用集積計画集計表 利用権設定関係の説明をお願いします。

○ **事務局長** 26 ページをごらんください。

第 4 号議案 農用地利用集積計画集計表について説明します。案件としましては、新規が 12 件で、再設定が 25 件、新規と再設定が混ざっている案件 2 件で計の 39 件となっております。田が 94 筆で 180,688 m²、畑 6 筆で 1,711 m²となり、合計で 100 筆、182,399 m²となっております。

次に 28 ページをお願いします。農用地利用集積事業実施状況は、利用権設定の前回までの累計面積 4,442,029.60 m²、今回解約面積 145,277.92 m²、今回計画といたしまして 182,398.92 m²、現在の合計 4,479,150.60 m²となっております。農用地利用集積計画については以上です。

○ **議長** 事務局の説明が終わりました。利用権設定関係で、質疑のある方はお願いします。ございませんか。特にご質疑もないようでございます。この案件に対して賛成の方、挙手をお願いします。はい、全員挙手です。申請どおり認めていきたいと思えます。

○ **議長** それでは、第 5 号議案 農業委員会の適正な事務実施について説明をお願いします。

○ **事務局長** 29 ページをお願いします。

第 5 号議案 農業委員会の適正な事務実施について、平成 28 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)、平成 29 年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について説明いたします。

第 5 号議案 農業委員会の適正な事務実施について、平成 28 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)、平成 29 年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)を朗読。説明は以上です。

○ **議長** はい。事務局より農業委員会の活動について説明が終わりました。平成 28 年度については実績、平成 29 年度につきましては数値目標等が設定されております。常日

頃からの活動についてよろしくお願いします。

○ **議長** それでは、第 1 号報告 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知の確認について説明をお願いします。

○ **事務局長** 41 ページをお願いします。

第 1 号報告 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知の確認合意解約－1 を朗読。

説明は以上です。

○ **議長** 事務局の説明が終わりました。合意解約の報告となっております。皆さんよろしくをお願いします。

○ **事務局長** それでは、以上で、本日予定しておりました議題は、すべて終了致しました。これをもって、本日の総会は終わります。

閉会 午前 11 時 20 分